

### 気象等の予報及び警報の種類と発表基準

令和5年6月8日現在

発表官署		静岡地方気象台		
府県予報区		静岡県		
一次細分区域		中部		
市町等をまとめた地域		中部北	中部南	
市町等		静岡市北部	静岡市南部	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合		
	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	暴風(平均風速)	20m/s	陸上20m/s 海上25m/s	
	暴風雪(平均風速)	20m/s雪を伴う	陸上20m/s雪を伴う 海上25m/s雪を伴う	
	波浪(有義波高)	—	6.0m	
	高潮(潮位)	—	1.5m	
	大雨(浸水害)	表面雨量指数基準 22	25	
	大雨(土砂災害)	土壌雨量指数基準 158	147	
	洪水	流域雨量指数基準	安倍川流域=38.1 藁科川流域=30.3 安倍中河内川流域=33.2	丸子川流域=15.4、藁科川流域=37.4 由比川流域=12.2、興津川流域=32.4 庵原川流域=9.8、巴川流域=25.5
		複合基準	—	丸子川=(21、11)、巴川流域=(23、19.7)
		指定河川洪水予報による基準	—	富士川(釜無川を含む) [南部]、安倍川 [手越・牛妻]
	大雪(12時間の降雪の深さ)	20cm	平地 降雪の深さ10cm 山地 降雪の深さ20cm	
	注意報	強風(平均風速)	12m/s	陸上12m/s 海上15m/s
風雪(平均風速)		12m/s雪を伴う	陸上12m/s雪を伴う 海上15m/s雪を伴う	
波浪(有義波高)		—	3.0m	
高潮(潮位)		—	1.1m	
大雨		表面雨量指数基準	16	14
		土壌雨量指数基準	102	94
洪水		流域雨量指数基準	安倍川流域=30.4 藁科川流域=24.2 安倍中河内川流域=26.5	丸子川流域=12.3、藁科川流域=29.9 由比川流域=9.7、興津川流域=25.9 庵原川流域=7.8、巴川流域=20.4
		複合基準	—	丸子川流域=(7、9.9)、興津川流域=(11、25.6) 庵原川流域=(7、7.8)、巴川流域=(7、17.7) 安倍川流域=(13、54.4)
		指定河川洪水予報による基準	—	富士川(釜無川を含む) [南部]、安倍川 [手越・牛妻]
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		110mm		

【備考】 土壌雨量指数の基準値は1km四方ごとに設定しているが、表中にある基準値は静岡市内の該当地区における最低値を示している。  
洪水警報・注意報の流域雨量指数及び複合基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。  
洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。  
洪水の欄中、複合基準は(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を意味する。

## 大雨特別警報（土砂災害 浸水害）の指標（発表条件）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	大雨特別警報（土砂災害）	大雨特別警報（浸水害）	
			土壌雨量指数	表面雨量指数	流域雨量指数
中部	中部北	静岡市北部	338	42	安倍川流域:50.3 薬科川流域:40.0 安倍中河内川流域:43.8
	中部南	静岡市南部	327	43	丸子川流域:20.3 薬科川流域:49.3 由比川流域:16.1 興津川流域:42.7 庵原川流域:13.0 巴川流域:33.7

注) 大雨特別警報は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する各種雨量指数の値以上となる1km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。  
 土壌雨量指数の基準値は1km四方ごとに設定しているが、表中にある基準値は静岡市内の該当地区における最低値を示している。  
 洪水警報・注意報の流域雨量指数は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。  
 洪水の欄中、「〇〇川流域:10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。

## 静岡市における気象等の予報及び警報の細分区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	地区名
中部	中部北	静岡市北部	静岡市葵区 (相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、柝沢、長熊、中沢、長妻田、中平、楢尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、油野、湯ノ島、横沢、横山、蕨野に限る)
	中部南	静岡市南部	静岡市葵区(静岡市北部の地区を除く)・駿河区・清水区

## 予報用語「雨の強さと降り方」

1時間雨量(mm)	10以上～20未満	20以上～30未満	30以上～50未満	50以上～80未満	80以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受けるイメージ	ザーザーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る。	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる
人への影響	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	傘をさしていてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内(木造住宅を想定)	雨の音で話し声が良く聞き取れない	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のようになる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	
車に乗っていて	ワイパーを速くしても見づらい		高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	車の運転は危険	

- (注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。  
 なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
- (注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

名称	対象範囲	ワ（キー）レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）</li> <li>【宝永（1707年）噴火の事例】 12月16日～1月1日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積</li> <li>【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達</li> <li>延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）</li> <li>【宝永（1707年）噴火の事例】 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）</li> <li>【宝永（1707年）噴火の事例】 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加</li> </ul>
噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり</li> <li>【宝永（1707年）噴火の事例】 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</li> </ul>
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等</li> <li>【過去事例】 該当する記録なし</li> </ul>
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）</li> </ul>

- 注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
- 注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m<sup>3</sup>を大規模噴火、2千万～2億m<sup>3</sup>を中規模噴火、2百万～2千万m<sup>3</sup>を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されており、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
- 注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（協議会作成）で示された範囲を指す。
- 注4) 噴火警報（噴火警戒レベル4（高齢者等避難）、噴火警戒レベル5（避難））は、特別警報に位置付けられる。

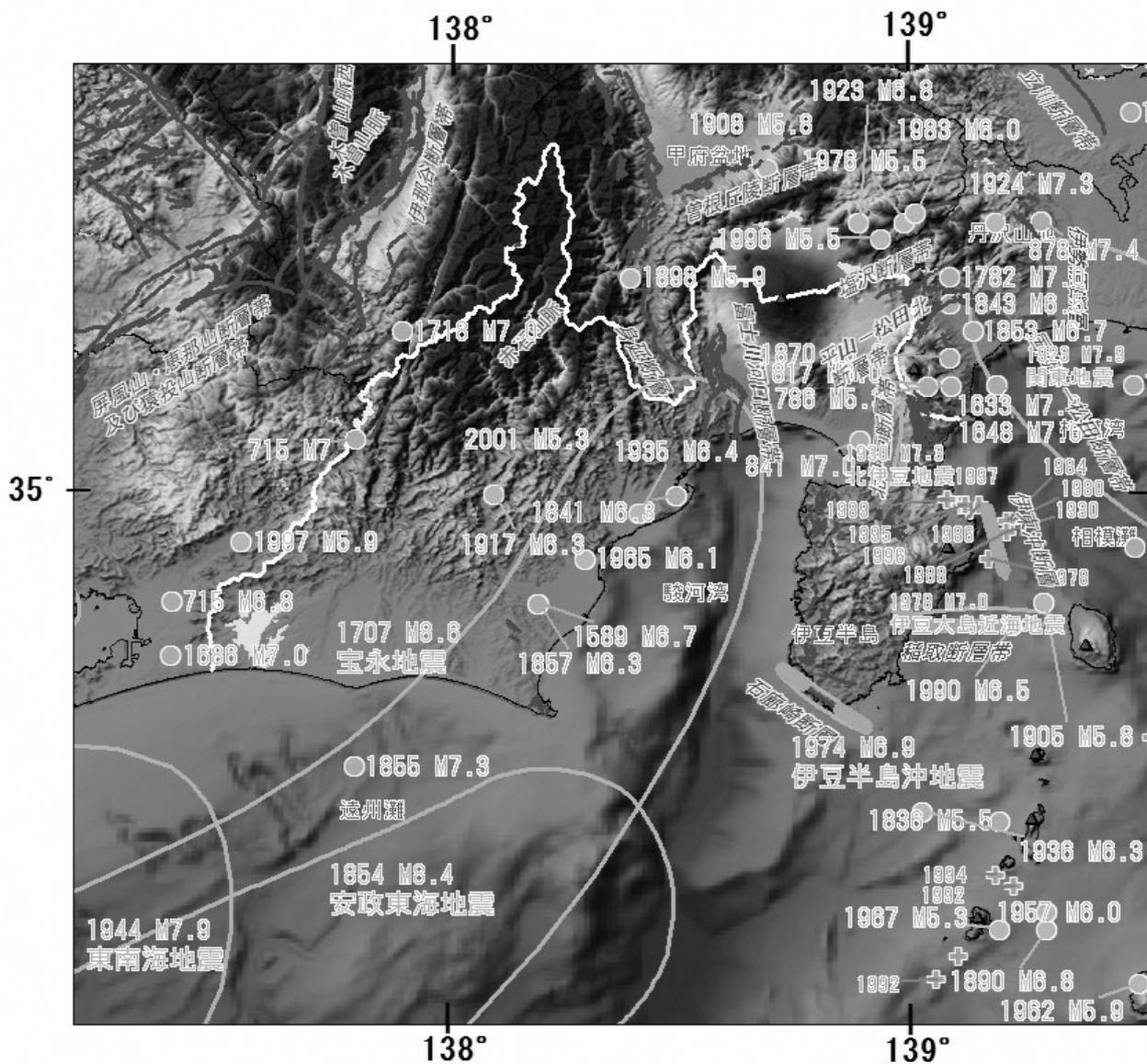
## 過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害

発生年月日	地名、原因となった事象	記事	種別
昭和41年 (1966年) 9月25日	梅ヶ島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風26号による安倍川上流域への集中豪雨、最大1時間雨量は静岡で66.1mmを観測</li> <li>・土石流により死者26人、家屋の倒壊11軒、道路や農作物や山林へ大きな被害</li> </ul>	土砂災害
昭和46年 (1971年) 7月5日	静岡市 石部地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道150号静岡市石部地内の道路（海側が海面より10数mの高さにあり、山側は法面こう配45度の山腹が高さ約200m、延長1kmにわたって連続）において、第5洞門の上高さ50mないし100m、幅約45mが地すべりにより滑落、岩塊を含む土石約3,000m<sup>3</sup>が国道を埋め、一部は洞門を越えて海中に到達、通行中の乗用車1台が埋没、死者1人</li> </ul>	土砂災害
昭和49年 (1974年) 7月7日	台風第8号と 梅雨前線 (七夕豪雨)  庵原郡 由比町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全県下で被害が発生（災害救助法適用）</li> <li>・総雨量は7月7日12時から8日8時にかけて静岡で観測史上最大の508mm（最大24時間雨量も同様）を記録</li> <li>・静岡中央署管内で死者16人、負傷者16人、行方不明2人、静岡南署管内で死者4人、負傷者2人</li> <li>・静岡中央署管内で全壊31戸、半壊43戸、流失3戸、床上浸水7,316戸、床下浸水13,024戸、静岡南署管内で全壊2戸、床上浸水2,513戸、床下浸水1,384戸</li> <li>・静岡中央署管内で田畑冠水3,140ha、決壊道路79箇所、決壊橋7箇所、決壊堤防14箇所、山崩95箇所</li> <li>・由比地区（濁り沢他12箇所）で地すべりや山腹崩壊が発生し、東海道本線・国道1号・人家等が被災、崩壊14.3ha、人家全壊7棟、人家半壊32棟、国道1号通行止め23日、東海道線不通123時間</li> </ul>	風水害 土砂災害
平成15年 (2003年) 7月4日	梅雨前線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梅雨前線の活動が活発となり、静岡市で大雨</li> <li>・総雨量は7月3日20時から7月4日5時にかけて静岡で344.5mm（最大24時間雨量も同様）、1時間降水量は同地点で113.0mmを記録（当時観測史上最大）</li> <li>・清水区内の巴川沿いを中心に低地での浸水が相次ぐ</li> </ul>	風水害 土砂災害
平成16年 (2004年) 6月30日	局地的な 前線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡市の平野部で未明から昼過ぎにかけて大雨</li> <li>・総雨量は6月30日2時から同日14時にかけて静岡で368mm（最大24時間雨量も同様）を記録（日雨量は当時観測史上最大）</li> <li>・平野部で短時間に多量の雨が降り、低地での浸水が相次ぎ、通勤時間と重なったことから市内の交通網が混乱</li> </ul>	風水害
平成23年 (2011年) 9月	台風第12号  台風第15号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風第12号：動きが非常に遅く、山間地を中心に6日間にわたって雨が降り続く</li> <li>・総雨量は8月31日9時から9月5日24時にかけて井川で1027mm、最大24時間雨量は同地点で519.5mmを記録</li> <li>・台風第15号：9月21日に浜松市付近に上陸し本市を縦断</li> <li>・総雨量は9月19日19時から21日24時にかけて梅ヶ島で554mmを記録</li> <li>・井川で日最大風速12.4m/sを観測、日最大瞬間風速は29.2m/s（当時観測史上最大）、年間降水量は井川で5241mm、月降水量は1634mmを記録（ともに当時観測史上最大）</li> <li>・清水区で死者1人</li> </ul>	風水害

発生年月日	地名、原因となった事象	記事	種別
平成26年 (2014年) 10月6日	台風第18号  清水区	<ul style="list-style-type: none"> <li>総雨量は10月5日3時から6日10時にかけて静岡で363.5mm、最大1時間降水量は鍵穴で87mm、最大24時間雨量は静岡で337mm、鍵穴で402mm、清水で398.5mmを記録（鍵穴・清水では当時観測史上最大）</li> <li>住家被害は、全壊2棟、半壊7棟、床上浸水542棟、床下浸水875棟、一部損壊13棟</li> <li>市内各地で短時間強雨に起因する内水氾濫が発生</li> <li>東海道本線由比～興津間にある洞<sup>ほら</sup>トンネル東京方坑口付近の斜面が崩落し、東海道本線と国道1号が不通、国道1号は翌7日に通行止め解除、東海道本線は16日に運転再開</li> </ul>	風水害 土砂災害
令和元年 (2019年) 10月12日	台風第19号	<ul style="list-style-type: none"> <li>12日昼頃から夜のはじめ頃にかけて、非常に激しい雨を観測</li> <li>総雨量は10月11日19時から12日20時にかけて静岡で414mm、最大24時間雨量は同地点で411mmを記録</li> <li>清水区で災害関連死1人</li> <li>全壊1棟、床上浸水43棟</li> <li>崩土により葵区玉川（奥仙俣）で6世帯、同区梅ヶ島（関ノ沢）で2世帯が孤立、市内各地で短時間強雨に起因する内水氾濫が発生、沿岸では台風接近と満潮が重なり、清水港では過去最高潮位170cmを観測、駿河区下島地区や清水区巴川河口付近等で内水氾濫</li> </ul>	風水害
令和4年 (2022年) 9月23日	台風第15号	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風の接近に伴い、継続的に同じ地域で猛烈な雨が降るなど、当初の気象庁の予想を上回る記録的な大雨（災害救助法適用）</li> <li>総雨量は9月22日5時から24日17時にかけて静岡で419.5mm、最大24時間雨量は同地点で416.5mmを記録</li> <li>災害関連死3人、重傷者13人</li> <li>住家被害は、全壊4棟、半壊2,199棟、一部破損51棟、床上浸水1,026棟、床下浸水1,619棟、の計4,899棟（令和5年4月25日時点）</li> <li>興津川承元寺取水口の閉塞及び宮島水管橋の落橋が原因で、24日から10月6日までの間、最大約63,000世帯が断水</li> </ul>	風水害

出典：雨量（総雨量等）は静岡地方気象台

過去に静岡県に被害を与えた大地震分布図



- 被害地震 (波源域・震源域)
- 被害地震(～1884年)
- 被害地震(1885～2003年)
- 被害地震(2004～2007年)
- + 群発地震
- ┌ 長期評価を行った活断層
- └ 位置不詳部分
- ┌ 活断層 (確実度 I, II)
- ▲ 火山

出典 「令和2年4月 地震調査研究推進本部ホームページより」

過去に静岡市に被害を与えた地震

西暦	日本暦	震 央			規模 M	主な被害地域	静岡市の被害概要	備 考
		経度E	緯度N	地域名				
				地域区分				
715. 7. 4	靈龜 1. 5. 25	137. 9°	35. 1°	天竜川中流部	E	天竜川中・下流域	山崩れ、民家破損、天竜川閉塞し、後に決潰す	
864. 8. 26	貞観 6. 7. 17				F	甲斐・駿河	富士山噴火	
887. 8. 26	仁和 3. 7. 30	135. 3°	33. 0°	南海道東海道沖	A2	京都及び五畿七道	津波あり死傷者多し	
1033. 1. -	長元 5. 12. 16					駿河	富士山の噴火が原因	
1096. 12. 17	永長 1. 11. 24	137. 3°	34. 2°	東海道沖	A1	畿内・東海南海諸国	駿河津波による社寺民家の流出 400 余	
1331. 8. 19	元弘 1. 7. 7			富士山付近	F	駿河	富士山百文余崩る	
1406. -	応永 13. -					駿河	駒越万象寺火災にかかり悉く灰焼に帰す (不二見村誌)	
1498. 9. 20	明応 7. 8. 25	138. 2°	34. 1°	東海道沖	A1	東海道全般	駿河一円大地震瀬海諸村は海嘯の炎を蒙れり。余動力を重ねたり。大里村沿岸に津波による被害	
1510. 10. 10	永正 7. 8. 25					遠江・駿河	村松一帯大津波家屋田畑悉く流出	
1589. 3. 21	天正 17. 2. 5	138. 2°	34. 8°	大井川河口付近	F	遠江・駿河	(不二見村誌) 駿河の民家多く破倒す	
1605. 1. 31 (1605A)	慶長 9. 12. 16	140. 4°	34. 3°	房総沖	B	房総半島		
1605. 1. 31 (1605B)	//	134. 9°	33. 0°	南海道沖	A2	東海南海 西海諸道	二元地震 浜名湖口橋本で 100 戸のうち 80 戸流失、死者多し	
1614. 11. 26	慶長 19. 10. 25	138. 0°	37. 5°	越後沖	F	越後高田	震城広く北は会津、南は松山に及ぶ	
1633. 3. 1	寛永 10. 1. 21	139. 2°	35. 6°	関東南部	B	相模・伊豆・駿河	小田原の被害大、吉原でも地割れ、熱海に津波	
1662. 6. 12	寛永 2. 5. 1	136. 0°	35. 3°	琵琶湖西岸	C	畿内東海東山諸道	京都の被害大	
1703. 12. 31	元禄 16. 11. 23	139. 8°	34. 7°	相模湾房総沖	B	江戸及 東海道諸国	江戸・小田原の被害甚大	
1707. 10. 28	宝永 4. 10. 4	135. 9°	33. 2°	東海道南海道沖	A2	東海道畿内南海道及東山 両道の一部(宝永地震)	被災地域全滅の被害死 4, 900 遺家 29, 000	
1707. 12. 16	宝永 4. 11. 23				F	駿河・遠江	富士山噴火し宝永山生ず降灰の害著し	
1782. 8. 23	天明 2. 7. 15	139. 7°	35. 1°	相模湾	B	相模・武蔵	蛇塚海岸一円大津波来る(不二見村誌)、 波浪高く沿岸の諸村その害を蒙る(大里村誌)	
1841. 4. 22	天保 12. 3. 2	138. 5°	35. 0°	安倍川河口付近	E	駿河	駿河城石垣崩れ、久能東照宮諸堂破損、付近で地割れ水を噴出す。三保松原で砂地 2, 000 坪ほど沈下	
1853. 3. 11	嘉永 6. 2. 2	139. 1°	35. 8°	小田原付近	B~ F	相模・伊豆・駿河	小田原の被害大	
1854. 12. 23 (1854A)	安政 1. 11. 4 (嘉永7)	137. 8°	34. 1°	東海道沖	A1	東海東山 南海諸道 <安政地震>	大津波あり、被災地域全滅の被害：倒壊流失家屋 8, 300 焼失 300 死 1, 000 富士川洪水をおこす	

過去に静岡市に被害を与えた地震

年月日		震 央				規模 M	主な被害地域	静岡市の被害概要	備 考
西暦	日本暦	経度E	緯度N	地域名	地域 区分				
1854.12.24 (1854B)	安政 1.11. 5 (嘉永7)	135.6°	33.2°	南海道沖	A2	8.4	東方伊勢海より西方九州に及び土佐阿波紀伊甚しと思われる	前日の地震の32時間後に発震、大津波あり、被災地域全域の被害：住家全壊10,000余、住家焼失6,000、津波による流出15,000、その他半壊40,000、死3,000、震大水のための損失家屋60,000	
1855.11.11	安政 2.10. 2	139.8°	35.8°	江戸	F	6.9	夜四ツ時戌亥辰より平太夫島まで本尺に二つく(三保村誌)	江戸の被害大	
1857. 7.14	安政 4. 5.23	138.2°	34.8°	大井川河口付近	E	6.4	大地震あり(袖師・三保・不二見・服織村誌)	駿河田中城内諸所破損	
1891.10.28	明治24.	136.6°	35.6°	濃尾地方	C	8.4	家傾き壁落ち、多少の被害あり(袖師・辻・入江・不二見・飯田・高部・大里・服織各町村誌)、井水位の変化あり(飯田村誌)	被害地域全域の被害：全壊142,177、出火あり、断層著し	
1917. 5.18	大正 6.	138.1°	35.2°	天竜川中流部	E	6.3	静岡・清水で煉瓦堀・煉瓦煙突の被害有		
1923.9.23	大正12.	139.3°	35.2°	相模湾	B	7.9	被害ほとんどなし	静岡県東部に被害、被災地域全域の被害：全壊128,266、半壊126,233、焼失447,128、流失868、死99,331、行方不明43,476	
1930.11.26	昭和 5.	139.0°	35.1°	伊豆北部	D	7.0	伊豆北部	全壊住家2,141、死259、丹那断層生ず	
1935. 7.11	昭和10.	138.4°	35.0°	静岡市南部	E	6.6	有度山麓一帯で被害大。清水港の岸壁と倉庫が大破。	全壊814、半壊3,077、死9	
1936.10.20	昭和11.	138.2°	35.0°	大井川河口付近	E	7.3	静岡の震度3	浅発地震	
1944.12. 7	昭和19.	136.2°	33.7°	東南海・沖	A	8.3	清水(辻、江尻、入江、岡、清水、不二見、駒越、三保)で死者19名、重傷16名、軽傷85名。袖師、興津も含め全半壊家屋多数	静岡県西部の太田川・菊川流域の被害甚大、被災地域全域の被害：死998、重症2,135、住家全壊26,130、半壊46,950、流失3,059、全焼11	
1946.12.21	昭和21.	135.7°	33.0°	南海道沖	A2	8.1	西国九州近畿中国及び中部地方の一部(南海地震)	大津波あり、被災地域全域の被害：死1,330、住家全壊9,070、流失1,451、焼失2,598	
1952.11. 5	昭和27.	159.5°	52.8°	カムチャツカ半島沖	G	8.3	伊豆南岸・清水に津波被害	カムチャツカ半島沖地震	
1956. 8.13	昭和31.	138.8°	33.8°	伊豆諸島	F	6.5	静岡震度3、3分間停電		
1960. 5.24	昭和35.	73.5°W	30.8°S	南米チリ沖	G	8.5	折戸湾で木材流失、カキ、養殖真珠に被害、清水で床下浸水150戸		
1965. 4.20	昭和40.	138.18°	34.53°	焼津市付近	E	6.1	清水市飯田・高部地区で軽微な被害	死2、傷4、建物の一部破損9	
1974. 5. 9.	昭和49	138.46°	34.37°	伊豆半島沖	A1	6.9	被害ほとんどなし	駿河区震度4、御前崎に小津波、全壊家屋134棟、半壊240棟、死者・行方不明者38人	
1978. 1.14	昭和53	139.15°	34.46°	伊豆大島近海	D	7.0	被害ほとんどなし	全壊家屋96棟、半壊616棟、道路損壊1141箇所、崖崩れ191箇所、死者25人	
1995. 1.17	平成7	135.2°	34.35°	兵庫東北淡町	F	7.3	被害ほとんどなし	死者6,434人、負傷者43,792人、行方不明者3人、被害総額約10兆円	

過去に静岡市に被害を与えた地震

年 月 日		震 央			規模 M	主な被害地域	静岡市の被害概要	備 考
西暦	日本暦	経度E	緯度N	地域名				
2009. 8. 11	平成21	138. 29	34. 47	御前崎駿河湾沖	A 1	中部地域	死者1人、重傷9人、軽傷160人、半壊2棟、一部損壊2,085、ブロック塀被害23箇所、駿府城址・石垣崩壊	1都4県に被害死者1人、負傷者319人、半壊6棟、一部損壊8,672
2011. 3. 11	平成23	142. 51	38. 06	東北地方太平洋沖	F	関東・東北地方	静岡市域で震度4の揺れ、大津波警報発表、清水港最大93cmの津波。東名高速通行止	死者19,729人、負傷者6,233人、行方不明者2,559人、全壊121,996、半壊282,946、一部損壊748,461、など
2011. 3. 15	平成23	138. 42	35. 18	静岡県東部	F	静岡県、山梨県	重症2人、軽傷1人	重症2人、軽傷48人、一部損壊521

注 震央の地域区分 A1：東海道沖 A2：南海道沖 B：相模湾一房総沖 C：美濃地方 D：伊豆半島 E：大井川河口付近を中心とした静岡県中部地域

F：その他 G：遠地地震

注 本表は「静岡県地震対策基礎調査報告書」によるものである。なお、西暦1974.5.9以後のデータは、追加記載したもの。

## 安政東海地震の被害の概要

安政元年（1854年）11月4日、昼すぎに発生したマグニチュード8.4のこの地震は、静岡県内に大きな被害をもたらしました。被害のひどかったのは、沼津から天竜川河口付近までの平野部で倒壊率10%以上、一部には50%以上に達する地域も多かったようです。県外では、山梨県の甲府から、長野県にかけて被害が多く、特に、甲府盆地の被害が大きかったようです。

また、芝川町の白鳥山が崩れ、富士川を1日せきとめてたん水し、さらにその水が一時に流れ出し下流に洪水を起こしたり、富士川町の岩渕では崖くずれによって数十人が死亡するなど、山崩れ崖崩れによる被害も多かったようです。津波は、房総から土佐の沿岸を襲い特に下田、伊豆西岸、遠州灘、伊勢志摩、熊野灘沿岸で被害が多かったとの記録が残っています。

想定される東海地震の県下各地の震度は、ほぼ安政東海地震程度、津波は駿河湾内では、ほぼ安政津波の浸水域程度、遠州灘沿岸では安政津波より小さめ（約6割強程度）と考えられます。したがって、安政東海地震の被害を知れば、予想される東海地震の様相がある程度推定できるわけです。ある地域で、安政東海地震で被害を受けた場所と同じような地盤の所は、同じような被害を受けるおそれが考えられるわけです。ただ当時に比べ現在では建造物の強度は大幅に増大していますので、その分被害は少なくなると考えられます。

この地域の安政東海地震の被害をまとめてみますと次頁の通りです。ただし、注意しなければならないことは資料の信頼性です。いろいろの資料を比較しながら、地域の災害の様相を推定しなければなりません。また、当時と現在では、土地利用の状況や集落の位置なども異なっています。

これらの記録によりますと静岡、清水地区の被害は、次の様に考えられます。

安倍川周辺の礫、砂礫地盤地帯の安政当時の木造建物の被害は、「駿府」の被害記録から考え、全壊率9%、半壊率8%程度であったと推定されます。しかし、砂礫地盤であるにもかかわらず静岡地区の中原のように大きな被害を受けた場所もあります。この原因は液状化現象によるものと考えられます。したがって、安倍川周辺の砂礫地盤では、一般的に被害は少ないと考えられますが、場所によっては液状化によって、大きな被害を受けるおそれも考えられるわけです。

泥質、砂泥質、泥砂礫質の被害は、清水地区の大内、能島、長崎新田等の記録や、静岡地区の川合、谷田、片山等の記録や、小島領20ヶ村の記録から考え、ほぼ全壊率は20%程度、半壊率は30%程度と考えられます。しかし、場所によっては静岡地区の川合のように全壊率88%、半壊率6%と、被害が著しく大きい所もあったようです。

海岸部の砂礫地盤の被害は、他の地区と同様、比較的小さかったようです。山間部では、山くずれ、地滑り、落石等の被害の記録は多くあり、かなりの被害があったものと推定されます。津波は、海岸部での打ち上げ高は、標高5～6m程度、内陸部の川上では、標高4～5m程度、清水地区の湾内の奥部では2.5～5m程度であったと推定できます。

## 被害状況一覧

地区	地名	被害内容	出典名
清水	興津	新屋敷より中宿まで皆潰、本宿は格別の被害なし	寺尾村小池氏文書
	薩埵峠	通常波の打よする所地震後、波は裾より1町ほど先へ打ちよするのみとなる。	嘉永甲寅地震雑記
	清見寺	仏殿、塀、大破、総門、折れる。山内高塚残らず大破所々破損（起雲寺、宝泰寺、清水ロロの寺院残らず大破）	清見寺記録
	江尻	4軒皆つぶれ、出火、丸焼	地震道中記
	清水	800軒のうち20軒残る他は潰れの上丸焼	〃

地区	地名	被害内容	出典名
清水	三保真崎	陥没代官領新田28町 7反6セの内7町2反21ブ 塩入21町4反2セ15ブ津波口	わが郷土清水
	清水	清水8ヶ町：家数760軒、皆潰上焼失土蔵170ヶ所者潰上焼 失物置数不知者潰上焼失寺院7ヶ所者潰、内2焼失 人口3,600余り 死50 傷250 巴川、江尻雅子橋より 流末まで土砂うまり、一口の水路のみを通す	清水町沿革史
	江尻	町数13人口3,602 死21 家数830 内潰120 焼失464 大破85 小破85 消に潰5	駿府大地震之記
	清水	町数8 人口2,513 死56 家数738 内潰33 焼失705 (潰の上焼失)	〃
	〃	津波向島を越え、大船は破損多、漁船小舟は押流さる。	清水町救済願書
	三保	三保明神：本殿、拝殿、神主家は無事天王宮、つぶれ、石鳥居、 粉みじん三保村内家2～3軒つぶれ、他は傾く瓦屋根の家皆潰 る。妙福寺本堂、地藏堂つぶる。吻合端、4,500間陥没、深 さ65尋、7人死、吹合より津波「えそあくら」から真崎まで入 り込む。地震後汚水井戸共5～6尺減る。	村内用事覚
	江尻	両町より鍛冶町まで焼ける	〃
	巴川	雅子橋下～清水湊まで底雲上り、浚渫願は、雅子橋下～入江町受 新田、深5尺、長450、巾20間	巴川底の浚渫願書
	谷津村	蓮性寺：口殿破損、宝塔墓所、石垣破損 三島、妙正、両社破損 石灯籠、宝塔、常夜灯 ころぶ 郷倉破損一戸で家、土蔵など大 破 屋根崩落 村内残らず小破	大地震二付書上げ そのほか、諸事控
	横山、小島、但沼、 承元号、立花、小河 内、清見寺下、横砂、 尾羽、烏坂、浅畑	軽微	〃
	八木間、小島	陣屋 宝蔵 大破	〃
	薩埵	潰4～5軒 大破	〃
	清地、高瀬	人家とくに被害なし 潰家なし 山崩れ、中河内で死	〃
	中河内	4～5人	
	江尻	死26傷多数	〃
	清水	入口より下の美濃輪町まで残らず焼失 死約130人傷多し	大地震二付書上げ そのほか諸事控え
	三保	乾尻、江湖、平大夫、貝嶋、宇豆、久呂一帯の海岸、隆起して天 王宮、石鳥居、妙福寺本堂、地藏口民家3軒潰れ 死7人 津波 深さ3～4尺真崎 長240間 巾100間陥没 八頭 長8 町 巾3～4町 浜口とも陥没 畑地過半潮水入新田代官料地、 悉皆潮入り	三保村誌
	小嶋	石垣崩、土蔵半潰、家中長屋大破、領分村々潰多し、山村村々山 崩、浜村村々津波	大地震御届書
	横砂～清見寺門前	さしたる事なし	安田賤勝筆記覚
	興津	宿の東はずれ 多分潰れ	
	大内村	潰7軒 大破17 破損51 家数75	
	能島村	4 7 17 28	
	長崎村	1 6 46 53	
	長崎新田	4 22 6 32	
	谷田村	6 22 28	
	中之郷村	3 5 19 27	
	草蕪村	29 16 45	
	一里山村	6 5 11	
	沖津	破れ少し、痛多しと、清見寺なし	地震道中記

地区	地名	被害内容	出典名
静岡	浅川	軽微	大地震二付書上げそのほか、諸事控
	瀬名川、川合、上足洗、池田、浜通り	大破	〃
	駿府	市内各所に皆潰多し 土蔵は土瓦をふるひ落とし、柱のみ立つ。城の石垣殆どくずれ残る所わづか。御門の屋根は崩る。道 5～6 寸もさけ（大平付近）青泥噴出、堀の水は溢れて大道沼の如し。浅間社 付近の人家悉く潰る。しかし本社、神楽殿、絵馬堂、石鳥居無難石の口灯皆微塵になる。	安田賤勝筆記
	宮崎町、魚町	四隅の家倒れ、四方へ道なく屋根の上を通る。	〃
	伝馬町	即死 5～6 人の由	〃
	安泰寺門前	悉く倒れ焼失残り家少し	〃
	紺屋町	紺屋町本陣向所々大損 御用達場者潰 手代居小屋半潰 紺屋町勘定場皆潰	地震海嘯正説録
	城内	城内橋 8 ケ所の内崩落 無難は一つ 城内役宅住居向は悉崩多く、長屋向に残るものあり。石垣所々で崩る。御櫓向、渡御櫓は不残崩 御門は倒少々なれど其他大破 御本丸御殿向、御米蔵 4 棟残る。	甲寅秘抄
	駿府	江川町より出火 呉服町 6 丁目、江川町、新谷町、紺屋町、上下伝馬町、門前町、鋳物師町、台所町、院内町、猿屋町、上下横田町の計 13 ケ所焼失	静岡市史編纂資料
	駿府	市の北（山手より）震害は軽少。城、本丸、二ノ丸、三ノ丸門と櫓は悉く潰る。御多門、土蔵つぶれ、石垣のつぶれ甚し町数 96 家数 4,417 人口 20,541 人の所焼失町数 13 焼失家数 578 (or 613) 死 51 (or 200 余)	静岡市史
	城	城の本丸、二ノ丸、三ノ丸の諸門、櫓すべて崩れ 御名門 土蔵も崩る	静岡市史余録
	駿府	宝令院の本堂、御霊、御宝蔵、諸門すべて半清一の門焼失浅間社本社拝殿、舞殿、木門、廻廊、傾いた所もなし	〃
	柳新田・田中	人家大半倒れ死傷あり 大里海岸 津波 全潰 408 軒 半潰 365 軒 破損 3,066 軒	〃
	駿府	惣家数 4,415 人口 25,041 焼失家数 613 死 51 町数 94 〃 44 〃 236	駿府大地震之記
	安倍川町	〃 69 〃 525 死 2	〃
	西奈村	山の中腹に地われ（巾 6 尺長 30 間）惣体家居は潰	西奈村誌
	大谷村	人家倒壊せざるなし。高浪大谷川の近くまで	大谷村誌
	久能	死 4 人、山崩、津波	久能村誌
	長田	山に所々亀裂 広野、用宗、石部に津波	長田村誌
	千代田	地裂、噴濁水、上足洗、下足洗、川原で家ロロ潰る 銭座、杓谷、南沼上、北沼上、被害少	千代田村誌
	麻機	地裂、噴泥土、家潰 村ごとに 3～4 軒	麻機村誌
	賤機	堤防崩れ、洪水、家屋倒壊死傷なし 諸岡山の一部崩壊の由	賤機村誌
	大河内	大河内、山崩 30 ケ所	大河内村誌
	美和	足久保口組原田辺噴水	美和村誌
	服織	火災で殆ど全滅	服織村誌
	中藁科	噴泥土	中藁科村誌
	清沢	姉沢山一帯山崩れ	清沢村誌
	大川	亀裂	大川村誌
	大里	下嶋に津波、家潰れ傾くものあり 噴水あり	大里村誌
	豊田	倒家、半倒家、亀裂ありという	豊田村誌
	安東	大岩方面は被害が小柳新田、田中 人家の大半が倒壊	安東村誌



## 静岡市津波避難計画

## 目次

第1章	計画の目的	1
第2章	津波浸水想定	1
第3章	避難対象地区	6
第4章	避難困難地域の抽出	8
1	避難困難地域	8
2	特定避難困難地域	9
第5章	避難場所	10
1	津波緊急避難場所	10
2	命山	11
3	津波避難ビル	12
第6章	初動体制	13
1	職員の配置体制	13
2	参集行動	13
3	職員への初動時の情報伝達	13
第7章	避難誘導等に従事する者の安全確保	16
1	退避ルール	16
2	情報伝達手段	16
第8章	津波情報の収集、伝達	17
1	情報収集、伝達の流れ	17
2	海面監視による情報収集	17
3	津波警報・津波注意報	18
第9章	避難指示	19
1	指示の基準	19
2	指示の内容	20
3	指示の伝達方法	20
第10章	津波からの避難方法	20
第11章	津波対策の教育・啓発	21
1	防災教育	21
2	災害図上訓練(DIG)の実施	21
3	市HPによる啓発	21
4	静岡市津波ハザードマップの作成	21
第12章	津波避難訓練	21
第13章	その他の留意点	22

## 静岡市津波避難計画

令和6年4月  
静岡市

## 第1章 計画の目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定を上回る規模の津波が発生し、甚大な被害をもたらした。

こうした中、静岡県が平成25年6月27日に発表した「静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）」では、本市の津波被害想定は、津波の高さが最大7m（レベル1）～12m（レベル2）、津波到達時間は沿岸部の広い範囲で最短1～2分、津波による犠牲者は最大12,600人とされている。

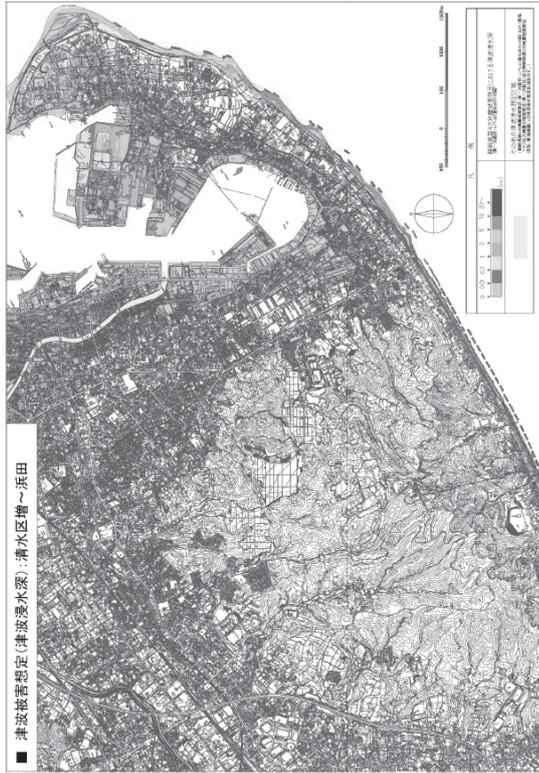
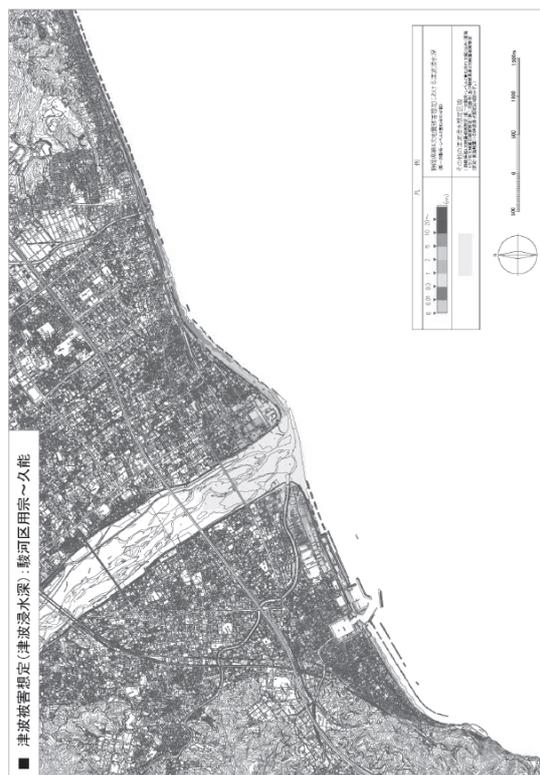
このようことから、本計画は、南海トラフ巨大地震等の津波から、住民の生命、身体の安全を確保するために、住民等が円滑な避難行動をとれるようにすることを目的とし、策定するものである。

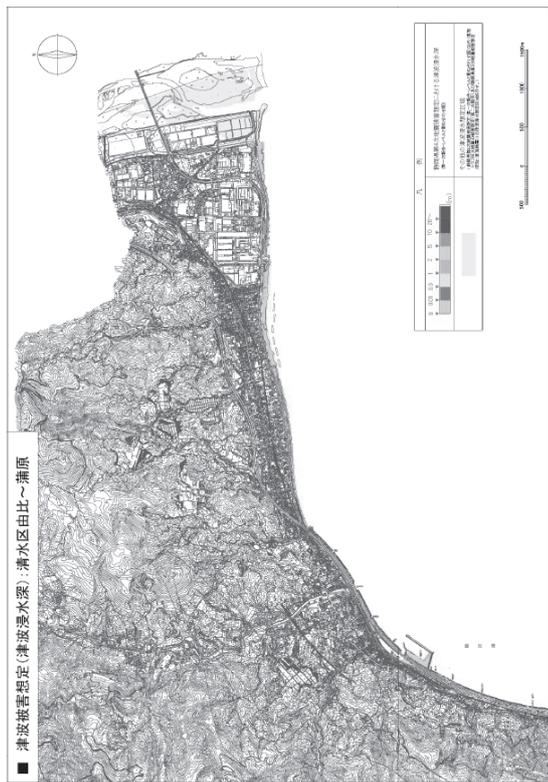
なお、この計画は、被害想定や土地条件、施設整備等の状況変化に応じて、適宜修正を行う。

## 第2章 津波浸水想定

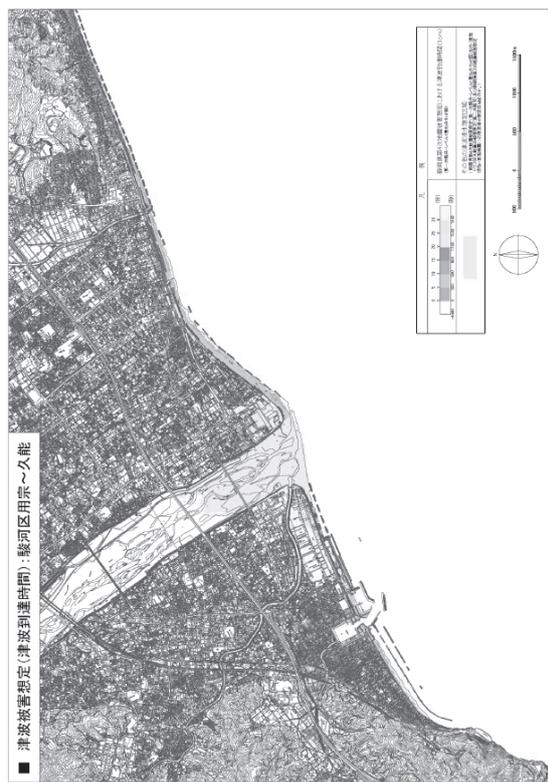
津波危険予想図は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき定めた最大クラスの津波（静岡県第4次地震被害想定レベル2）を想定する。なお、令和5年3月に静岡県が本市の浸水想定区域を津波災害警戒区域として指定し、同時に基準水位を公表した。

### 静岡県第4次地震被害想定（レベル2津波重ね合わせ図）





陸域の津波到達時間図

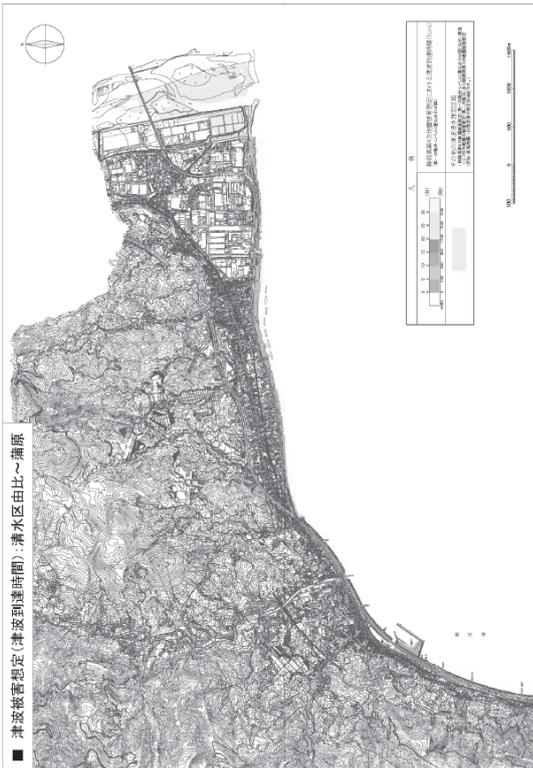


### 第3章 要避難地区等の設定

津波による浸水の発生が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を津波に対する要避難地区とする。津波に対する要避難地区は、津波危険予想地域を含む町丁目を原則とし、下記のとおり表に該当する地区と町丁目を示す。本市における津波危険予想地域は、津波防災地域づくり法（平成23年法律第123号）第8条に基づく静岡県津波浸水想定区域（平成25年11月）としている。また、令和5年3月には、本市の津波浸水想定区域と同じ範囲が同法第53条に基づき津波災害警戒区域に指定された。

#### 要避難地区（全部又は一部が要避難地区に含まれる町丁目）

区	地区	町丁目
駿河区	大里東	下島、高松
	中島	西島、西脇、中島
	宮竹	高松二丁目
	大谷	西大谷、大谷一丁目、大谷二丁目、大谷三丁目
	久能	安居、古宿、根古屋、西平松、青沢、中平松
	川原	下川原南、桃園町
長田南		広野、広野三丁目、広野四丁目、広野五丁目、広野六丁目、 広野海浜通、港、小坂、小坂一丁目、小坂二丁目、小坂三丁目、 右部、用宗一丁目、用宗二丁目、用宗三丁目、用宗四丁目、 用宗五丁目、用宗小石町
	辻	愛染町、宮下町、宮代町、辻一丁目、辻二丁目、辻三丁目、 辻四丁目、辻五丁目、田町、本郷町、矢倉町
	江尻	銀座、江尻台町、江尻町、江尻東一丁目、江尻東二丁目、 江尻東三丁目、小芝町、真砂町、二の丸町、宝町
	入江	元城町、浜川一丁目、新富町、東大曲町、入江一丁目、 入江二丁目
浜田		旭町、松原町、上一丁目、上清水町、新港町、千歳町、相生町、 島崎町、巴町、浜田町、万世町一丁目、万世町二丁目



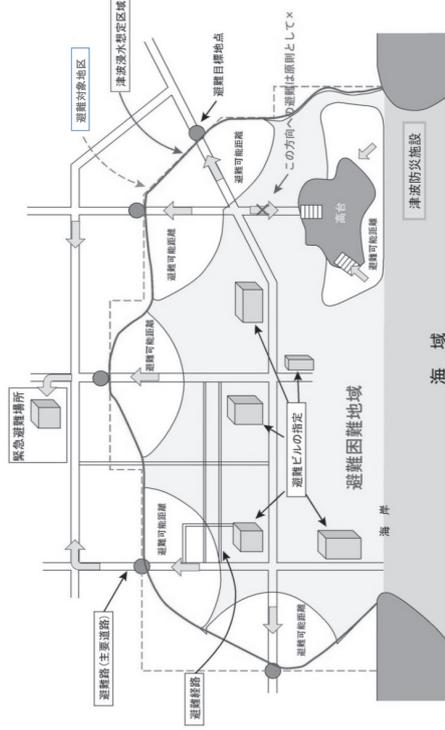
第4章 避難困難地域の抽出

1 避難困難地域

津波からの避難は、浸水想定区域外へ避難することが原則である。しかし、津波の到達時間が早く、津波が到達するまでに浸水域外への避難が難しい地域がある。

避難困難地域  
津波の到達時間までに、避難対象地区の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域  
【津波避難対策推進マニフェスト検討会報告書】

避難困難地域のイメージ図



岡	岡町、上二丁目、南岡町、梅田町
清水	幸町、港町一丁目、港町二丁目、三光町、松井町、清開一丁目、清水町、村松原一丁目、築地町、日の出町、入船町、八千代町、美濃輪町、富士見町、北矢部町二丁目、本町
不二見	宮加三、新緑町、清開二丁目、清開三丁目、清水村松地先新田、村松、村松一丁目、村松原二丁目、村松原三丁目
駒越	駒越西一丁目、駒越西二丁目、駒越中一丁目、駒越中二丁目、駒越東町、駒越南町、駒越北町、蛇塚、増
折戸	折戸、折戸一丁目、折戸二丁目、折戸三丁目、折戸四丁目、折戸五丁目
三保	三保、三保松原町
袖師	横砂、横砂西町、横砂中町、横砂東町、横砂南町、横砂本町、西久保、袖師町
興津	興津清見寺町、興津中町、興津東町、興津本町
蒲原	蒲原、蒲原神沢
由比	由比、由比今宿、由比寺尾、由比西倉澤、由比町屋原、由比東倉澤、由比北田

## 第5章 避難場所

津波が発生した場合に、その危険から逃れるための避難者の一時的な滞在に必要な緊急避難場所を、次のとおり指定する。

### 1 津波緊急避難場所

津波が発生した場合に、その危険から逃れるために、避難者を一時的に滞在させる避難場所で、津波浸水想定区域の内外に所在し、区域内の場合は基準水位以上の高さへの避難を確保できる高梁、津波避難タワーなどの施設。

津波緊急避難場所の一覧は、地域防災計画資料編 4-3のとおり

### 2 命山

頂上を平坦にした人工高台の津波避難施設。命山の名称は、静岡県内では江戸時代に、横須賀藩（現在の袋井市）で高潮からの避難を目的に作られた築山に由来する。

地区	完成年度	施設名	所在地	避難場所の高さ	避難場所の面積
三保	H27	津波避難施設（命山）	清水区三保760	7 m	275 m <sup>2</sup>

### 3 津波避難ビル

避難困難地域の住民や逃げ遅れた避難者が、一時的に避難する建物として、市が指定する。指定に係る基準は、次のとおりである。

- (1) 施設 高：3階建て以上
- (2) 収容人数：1人/m<sup>2</sup>
- (3) 構造：鉄筋コンクリート構造及び鉄骨鉄筋コンクリート構造、又は津波に対する安全性が確認されている鉄骨造であって、昭和56年の新耐震設計基準又は耐震診断の結果、これと同等であるもの
- (4) 避難階：基準水位より上階とする
- (5) その他：外階段等による24時間の開放又は被災時の開放を考慮する

津波避難ビルの一覧は、地域防災計画資料編 4-4のとおりである。

## 2 特定避難困難地域

避難困難地域の住民等は、地震が発生したら津波避難施設（津波避難ビルや高台など）に避難する。しかし、近くに津波避難施設がない、もしくは近隣の津波避難施設の受入人数が不足している、避難経路の安全性が確保されない地域が存在する場合は、このような津波からの避難が困難な地域を解消するために、津波避難ビルとなるような高い建物がない地域では、津波避難タワーを建設した。

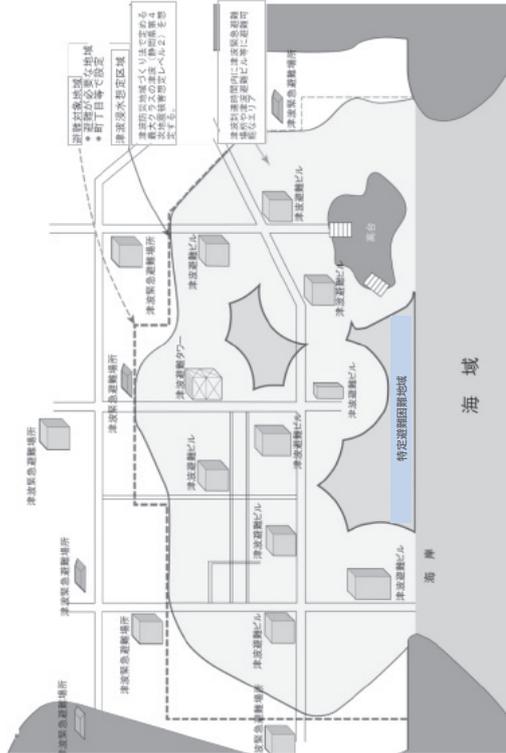
本市においては、すでに津波避難施設等の整備及び避難路等を自ら整備する自主防災組織に対しての補助金交付事業により、特定避難困難地域は解消されたが、引き続き、津波からの迅速な避難体制の確保のため、津波避難ビルの指定などを進めていく。

### 特定避難困難地域

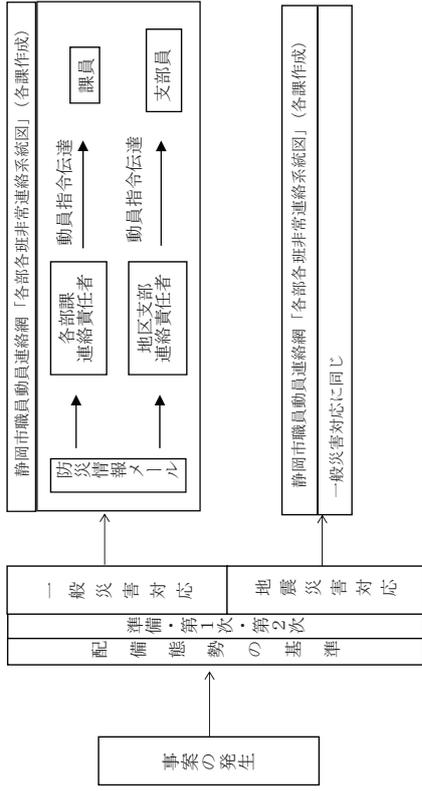
想定津波による浸水が到達するまでに、津波浸水想定区域外、または津波浸水想定区域内の津波避難ビルに避難することが困難な地域

【津波防災まちづくりの計画策定に係る指針】

特定避難困難地域のイメージ図

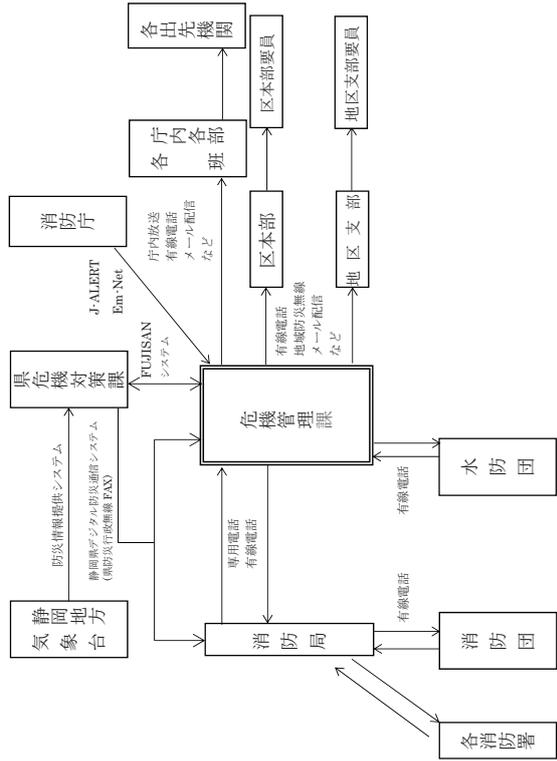


(2) 休日又は勤務時間外における指示・情報の伝達系統



※ 動員指令の伝達方法については、不測の災害に備えて数種の経路を設定する。  
 ※ 有線電話・携帯電話等が途絶し、職員に対する動員指令が困難となったときは、職員自ら、ラジオ等から情報入手し、災害時職員配備基準に基づき参集するものとする。

(3) 災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図



第6章 初動体制

津波警報が発表されると同時に、防災情報メールによって、職員に情報伝達を行うと共に、市役所、駿河・清水両区役所及び沿岸部の21地区支部が参集し、警戒体制を確立する。

職員は、参集後、情報の収集や伝達、避難の指示や避難所の開設、陸門や水門の閉鎖、主要沿岸道路である国道の通行止め等の定められた災害対応業務に当たる。

また、津波警報が発表された時から津波の到達予想時刻の前後にかけて、同報無線等による警報発表や避難指示等を周知していく。

また、大津波警報が発表された時は、市長、副市長及び各局局長等からなる静岡市災害本部会を開催し、各局からの対応状況の報告を受けるとともに、報道機関や県、消防車両からの現地情報を得ながら津波に備えた体制を整える。

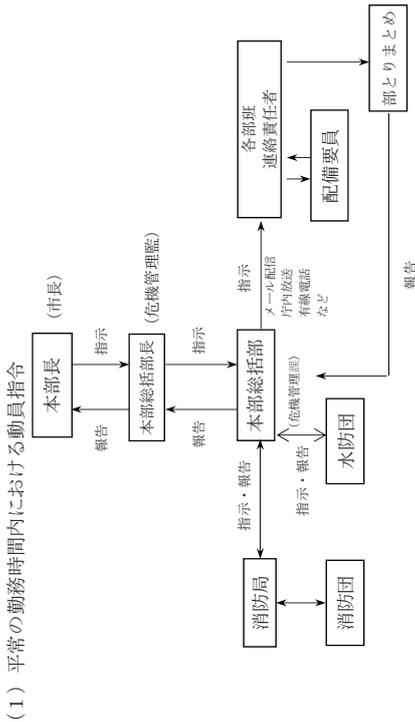
1 職員の配置体制

静岡市地域防災計画に基づき、災害時職員配置基準は地域防災計画資料編2-17のとおりである。

2 参集行動

職員は、震度に応じて、災害時職員配備基準に基づき、定められた場所へ参集又は参集できる態勢をとる。特に、市内において震度5強以上の揺れが観測された場合、全ての災害時配備職員は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参集するものとする。なお、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

3 職員への初動時の情報伝達



第7章 避難誘導等に従事する者の安全確保

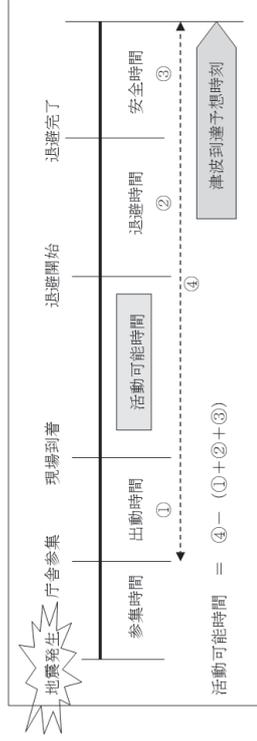
1 避難ルール

- (1) 津波浸水想定区域内にある水防団員等は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先すること。
- (2) 活動する場においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」(安全な高台等へ避難するために要する時間)や「安全時間」(安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間)を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避すること。
- (3) 団の責任者は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。

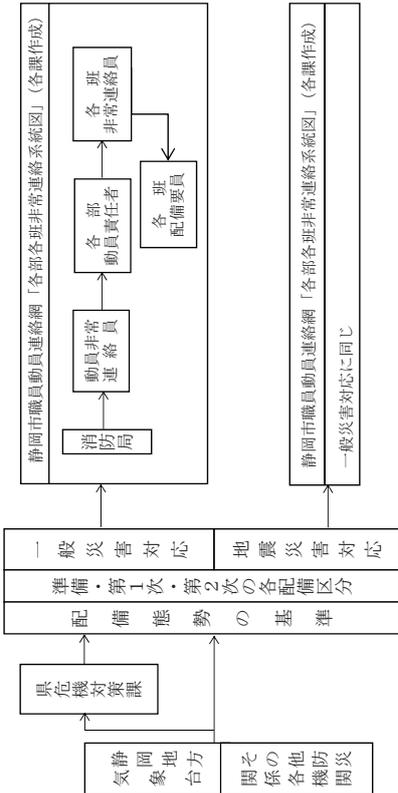
2 情報伝達手段

退避命令を水防団員等に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘なども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定められておき、団員に周知しておくこと。

■ 活動可能時間の判断例



(4) 災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統



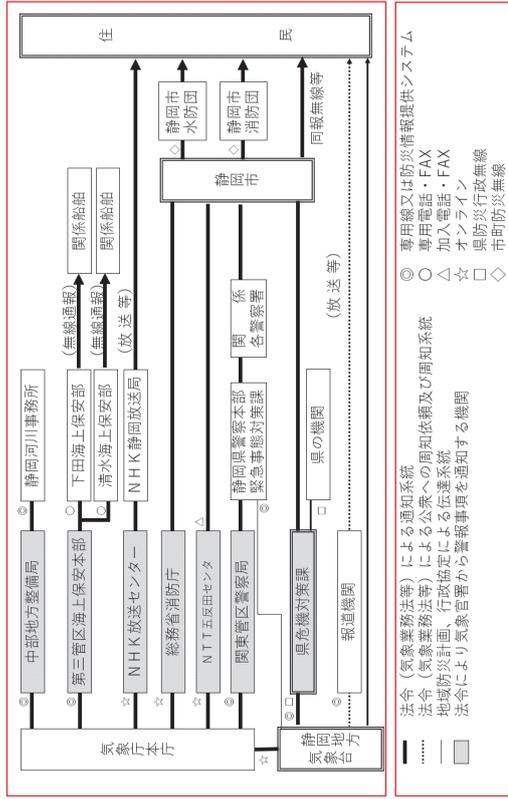
### 第8章 津波情報の収集、伝達

地震による揺れを感じた場合、職員は自ら情報収集する。震度に関する情報(震度4以上)を防災情報メール等で覚知するとともに、指示を確認する。

各部課の連絡責任者は、予め各部課で定めた非常連絡系統図等を活用し、システム登録者以外の職員への指示の伝達を行う。

なお、遠地津波は、津波警報等の発表前にテレビ、ラジオ、インターネット等で情報が入り手できることが多いので、津波警報等の発表の可能性など、情報収集に努めるものとする。

#### 1 情報収集、伝達の流れ



#### 2 海面監視による情報収集

海面監視は、下記表のとおり、5箇所に設置した津波監視カメラにて行う。

設置場所	監視箇所
1 静岡市役所静岡庁舎高層棟18階	静岡海岸静岡地区
2 用宗城址公園	用宗漁港海岸～静岡海岸広野地区
3 中島浄化センター	静岡海岸広野地区～静岡地区
4 大谷雨水ポンプ場	静岡海岸静岡地区
5 蒲原中配水場	由比海岸～蒲原海岸

なお、清水海岸～清水港海岸については、静岡県の監視カメラと連携した監視体制をとっている。

### 3 津波警報・津波注意報

#### (1) 津波警報等の発表基準

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にこるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報(特別警報)	予想される津波の高さが高いところ(高さ)で3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところ(高さ)で1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報の解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
		0.2m≤高さ≤1m	1m	(標記なし)	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところ(高さ)で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合				

#### (2) 津波警報標識

津波警報が発表された場合、同報無線により下記のサイレン音を放送する。また、音声による広報も行う。

津波警報標識	鐘音	サイレン音
(2点)	(約5秒) サイレン	(約6秒) 休み
津波警報標識	●●●●●●	(約3秒) サイレン
大津波警報標識	●●●●●●	(約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。津波注意報が発表された場合は、サイレン音は放送せず、同報無線により音声による注意報を発表する。

第9章 避難指示

市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるとき、または危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、必要と認められる地域の住民等に対し、避難を指示する。  
ただし、速地地震に伴う津波については、必要に応じて避難を指示する。

1 指示の基準

区分	内容
津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、住民に対して、避難情報を伝達するなどの必要な措置をとる。</li> <li>住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>沿岸部や河口部など堤外にいる海水浴客、釣り及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、直ちに避難を指示する。</li> </ul>
津波警報・大津波警報が発表された場合又は震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	<p>市長は、直ちに要避難地区にある住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海面の監視</li> <li>気象庁から大津波警報、津波警報、津波注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。</li> <li>報道からの情報収集</li> <li>揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビ等により、当該地震又は津波に関する情報を収集するものとする。</li> <li>避難の指示</li> </ul> <p>海面の監視、情報収集により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達するなどの必要な措置をとる。</p>
津波警報等は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>海面の監視</li> <li>気象庁から大津波警報、津波警報、津波注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。</li> <li>報道からの情報収集</li> <li>揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビ等により、当該地震又は津波に関する情報を収集するものとする。</li> <li>避難の指示</li> </ul> <p>海面の監視、情報収集により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達するなどの必要な措置をとる。</p>

区分	内容
速地津波が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁から発表される津波到達予想時間、予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。</li> <li>津波警報等が発表された場合には、上記に準じた措置をとる。</li> <li>住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、速地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。</li> </ul>

2 指示の内容

避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。  
 (1) 避難の指示が出された地域名  
 (2) 避難行動における注意事項

3 指示の伝達方法

避難の指示が出された地域の住民に対して、同報無線、静岡市防災メール、静岡市緊急情報防災ラジオ、緊急速報メール等により広報するほか、県、警察、海上保安庁、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

第10章 津波からの避難方法

避難は、津波浸水想定区域の外への避難を最優先する。津波浸水想定区域外への避難が困難な場合には津波避難ビル、津波避難タワー等へ避難する。なお、津波防災地域づくり法に基づき、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施が義務化されている。

本市においては、地震発生から津波到達までの時間が極めて短いことから、特定の避難路は設定しない。

## 第11章 津波対策の教育・啓発

### 1 防災教育

津波避難ビルに指定されている沿岸地区の市立小学校19校と市立中学校11校において、児童生徒に津波避難の教育を行うことにより、各家庭における防災意識の啓発や避難行動の向上を推進する。

### 2 災害図上訓練 (DIG) の実施

白図の地図に透明シートを重ねて、地域の高い建物、場所、川、自宅、学校、通学路や危険と考えられる場所等の書き込みをして、登下校中などに災害が発生した場合の避難行動を検討し、その透明シートを、想定する津波浸水図や津波到達時間図を重ねて、避難行動について検討、確認をする災害図上訓練 (DIG) の実施を進めていく。

### 3 市町による啓発

ホームページに防災情報マップ「静岡市津波ハザードマップ」を掲載し、迅速な避難により自らの命を守るため、予想される津波の浸水区域、深さ、到達までの時間や避難場所及び避難方向を記載し、啓発する。

### 4 静岡市津波ハザードマップの作成

市では、津波災害警戒区域の指定を受けたことに伴い、津波防災地域づくり法に基づく「静岡市津波ハザードマップ」を作成した。このマップは、津波避難訓練、自主防災組織による避難のための標識や看板の設置のほか、災害図上訓練にも活用する。

自主防災連絡会、市政出前講座においては、マップの活用例を示しながら、さらなる活用を周知していく。

## 第12章 津波避難訓練

市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や自主防災組織の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、性の多様性の観点から、被災時の性別等の違いによるニーズ等に十分配慮するよう努めるものとする。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

### 津波避難訓練

- (1) 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」として、津波避難訓練を実施する。
- (2) この訓練は、「大津波警報」が発表されたことを想定するものとし、市が作成した指針を参考に、各自主防災組織等で実施する。

## 第13章 その他の留意点

### 1 津波警報発表時の避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者避難支援マニュアルに基づき、自主防災組織の共助により、予め名簿登録した避難行動要支援者への支援を行い、自主防災連絡会、市政出前講座、各種啓発冊子等で、啓発していく。

高齢者など、避難行動要支援者に対する避難については、各地域の自主防災組織で、共助による助け合いで対応する。

自主防災連絡会、市政出前講座、自主防災会による防災訓練等を通じて、住民相互の連携強化について啓発していく。